

令和6年宇治田原町文教厚生常任委員会

令和6年3月13日

午前10時開議

議事日程

日程第1 付託議案審査

議案第17号 宇治田原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第18号 宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第19号 宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第20号 宇治田原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第22号 宇治田原町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第28号 指定管理者の指定について（宇治田原町老人福祉センターやすらぎ荘）

議案第29号 指定管理者の指定について（宇治田原町ふれあい福祉センター）

日程第2 各課所管事項報告について

○子育て支援課所管

- ・令和6年度宇治田原町立保育所入所申込み状況について

○学校教育課所管

- ・令和6年度小中学校児童・生徒数、学級数の見込みについて

○社会教育課所管

・令和6年度放課後児童健全育成施設入所申請状況について

日程第3 その他

1. 出席委員

委員長	3番	馬場	哉	委員
副委員長	5番	山本	精	委員
	2番	榎木	憲法	委員
	4番	森山	高広	委員
	9番	上野	雅央	委員
	12番	浅田	晃弘	委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	山下	康之	君
教育長	奥村	博巳	君
教育次長	黒川	剛	君
企画財政課長	中地	智之	君
福祉課長	中村	浩二	君
福祉課課長補佐	太田	智子	君
健康対策課長	岡崎	一男	君
健康対策課課長補佐	奥西	正浩	君
子育て支援課長	岩井	直子	君
子育て支援課課長補佐	小川	英人	君
宇治田原保育所長	山下	愛子	君
地域子育て支援センター所長	時田	美喜代	君
学校教育課課長補佐	杉浦	恒	君
学校給食共同調理場 所長	木村	幸治	君

社 会 教 育 課 長 立 原 信 子 君

社会教育課課長補佐 岡 崎 貴 子 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長 矢 野 里 志 君

庶 務 係 長 重 富 康 宏 君

開 会 午前10時00分

○委員長（馬場 哉） 皆さん、おはようございます。

本日は、文教厚生常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本委員会は、3月4日の開会日に上程され、付託されました7議案の付託審査及び各課所管事項報告につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行うことといたします。また、町当局よりの資料につきましてもお手元に配付しておりますので、ご確認をお願いします。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ありがとうございます。

ここで、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。山下副町長。

○副町長（山下康之） 皆さん、改めまして、おはようございます。

本日は、令和6年第1回定例会3月議会の開会中におきます文教厚生常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

当委員会の、また馬場委員長、また山本副委員長のもと、各位の皆さんにはどうぞよろしく願いを申し上げたいというふうに思います。

もう既に3月も半ばに入ってまいっておりますけれども、この間まで非常に暖かくなってきたなと思っておりましたけれども、ここしばらくまた急に寒くなってきたという状況の中で、昨日までも結構雨が降っていましたので、宇治田原町で累加雨量で申し上げたらちょうど29ミリの雨が降ったかなというふうに危惧いたしておりますけれども、そういう中でまた今日も日本海側ではまだ雪が降りますよというようなことも聞いておるわけでございますけれども、こういう時期ですので、非常に昔から言われています三寒四温というこういう時期になるわけでございますけれども、委員各位におかれましてはまずは健康にご留意いただきたいというふうに思います。

庁舎の横では、今日もヒバリが元気にさえずっていましたので、もう本格的な春だなというふうには感じているところでございます。

3月も半ばに入ってまいりまして、令和5年度ももうあと少しというふうになってま

いりましたので、町といたしましても令和5年度の事務事業の最終点検をしっかりと行っていると、そんなところでございますので、また委員各位にはご承認を賜りたいというふうに思います。

また今年1月1日に起こりました能登半島の地震におきましても、241名の方がお亡くなりになり、また15名の方がまだいまだに行方不明ということで、本当に心からご冥福をお祈りするとともに、避難を余儀なくされている方にお見舞いを申し上げたいというふうに思っております。

まだ断水のほうも1万6,730戸の家がまだ断水になっているというようなところでございます。町としてもいろんな形、京都府を通じ、また日本水道協会を通じて応援させていただいているというような状況でございますけれども。避難所の支援については2班のほうに職員それぞれ応援に行ってもらいまして、2月から水道のほうの応援に行っているわけございまして、今も、この3月8日の日に出発いたしまして、今日帰るということで、水道の給水のほうを、これ能登町のほうでございまして、行っておりまして、順調、給水管とできているという情報はいただいておりますけれども、また職員が帰りましたら、しっかりとまたいろんなお話を聞くと同時にまた本町において生かせることがあれば、早いうちに防災対策は非常に大事でございますので、取り組んでいきたいというふうに思っております。

給水車1台と公用車1台と、2台車が行っておりまして、3人の職員に行ってもらうことで、水道課だけの職員で行くのはなかなかまた宇治田原町の水道行政も大変でございますので、建設環境課の職員と産業観光課の職員と上下水道課の職員、それぞれ1名ずつ今行って、今日帰るというような予定になっております。

またいろんな形で、京都府なり、また日本水道協会のほうから連絡が入りましたら、できるだけの支援を図っていきたいというふうに思っておりますので、またどうぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。

そういった中で、今、今年になって、コロナのほうについては少し感染者も減ったかないうふうに思っておりますけれども、2月からインフルエンザの感染者の警報が出たというような、非常に感染者が多くなってまいりまして、3月になって少し下火になったかなというふうに思っておりましたけれども、ここに来てまたインフルエンザの感染者が多いというようにも聞いておりまして、今、保育所なり、また小学校のほうの、また中学校も見えておりますと、新型コロナウイルスの感染者はゼロでございますけれども、インフルエンザの感染者が非常に多くなっておりまして、保育所のほうでは今日現在園

児のほうで5名インフルエンザで感染されておりまして、田原小学校では2名の児童が感染されておりまして、宇治田原小学校では7名の児童がインフルエンザに感染されているということで、その7名のうち、ここでちょっとご報告でございますけれども、7名のうち5人が4年1組というように聞いておりますので、今日の午後から給食を食べて、それからその4年1組を学級閉鎖ということにさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。そして、維孝館中学校では6名のインフルエンザの感染者があるというに聞いております。いずれにいたしましても、こういった時期ですので、非常に健康管理には十分にご留意いただきたいというふうに思っているところでございます。

そういった中で、あしたは維孝館中学校の卒業式ということになっておりますので、元気に生徒たちが登校してくれたらありがたいかないうふうに思っております。また、小学校の卒業式が3月19日、そして保育所の卒所式、これが3月23日ということになっておりますので、それぞれ元気にそして卒業式なり、また卒所式にご出席をいただきたいないうふうに思っているところでございます。

そういった中で、また4月に入りましたら、宇治田原の桜も3月の終わりぐらいから咲き始めてくれるだろうというふうに思っておりますけれども、そういった中で、今日は3月13日、今日は仕事を終わってから、5時半から田原川の歩道を中心に、やすらぎの道、ここを職員みんなでボランティアで5時半ごろからごみ拾いをして、また宇治田原町に訪れて、また桜を楽しんでいただく方々に喜んでいただけるようにみんなで協力して頑張ろうかなというふうに思っているところでございます。

こちら年度末また年度始めといろいろ事業ございますけれども、また委員各位におかれてもまたご指導いただきたいというふうに思っております。

今日は、文教厚生常任委員会の中で、今日は付託議案の審査が7件ございまして、これはまた後で担当課長のほうからこれらの議案の説明させていただきますので、どうぞよろしくご審議を賜り、ご可決を賜りたいというふうに思っているところでございます。また各課のほうから所管事項の報告、いろいろと多岐にわたっての報告をさせていただく事項もございますので、最後までどうぞよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

結びに当たりまして、先ほど申し上げましたけれども、こういった時期でございますので、委員各位におかれては本当に健康管理には十分にご留意いただきまして、また引き続きご活躍されますよう心からお祈り申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶

とさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（馬場 哉） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は6名でございます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の文教厚生常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

◎付託議案審査

○委員長（馬場 哉） 日程第1、付託議案審査について。

◎議案第17号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（馬場 哉） 議案第17号、宇治田原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。中村福祉課長。

○福祉課長（中村浩二） それでは、議案第17号、宇治田原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明をさせていただきます。

A 4判1枚ものの概要をご覧いただきたいと思います。

まず、令和6年度よりの介護報酬改定に関しまして、今回、町が指定権者となります事業所等に関係する規定を改正する必要性が生じたものであり、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する国の基準が一部改正をされております。それに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

まず、国におきます介護報酬につきましては3年ごとに改定が行われ、今回、主な改正概要といたしましては、国におきまして基本的な視点として、1つ、地域包括ケアシステムの深化・推進、2つ目、自立支援・重度化防止に向けた対応、3つ目、良質なサービスの効率的な提供、働きやすい職場づくり、それから4つ目、制度の安定性・持続可能性の確保を基本的視点として各種改定が行われております。

具体的には、高齢者で介護が必要な人数が増えている一方、給与水準の低さを理由とした人材流出、または人手不足が懸念事項とされていることから、今回報酬改定とともに処遇改善加算などを含めて介護報酬全体でプラス1.59%の改定がなされたところでご

ざいます。

なお、本条例の主な改正内容につきましては、介護支援専門員が実施するモニタリングにつきまして、テレビ電話装置等の活用を可能とするほか、事業所の運営規定の概要等を示す重要事項をウェブサイトに掲載することなど、良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくりを目的とする対応に重点が置かれております。

なお、本町におきます対象事業者としては、一番下段に記載させていただいておりますが、宇治田原町在宅介護支援センター、山口医院ケアプランセンター、ケアプランセンターかおりの3事業所となっております。

施行期日につきましては、原則令和6年4月1日となっておりますのでございます。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（馬場 哉） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。山本委員。

○委員（山本 精） それではお聞きしたいと思いますが、新旧対照表のところなんですが、8分の1ページです。人員基準の見直しというのが説明のところにあります。その3条の2項で、前項に規定する員数の基準は、利用者の35というところで切れて、その辺が切れて新しくなっているんですけども、そこでその利用者数の数が44というふうに次のページで増えています。これは一体どういうふうなことからこうなったんでしょうか。

○委員長（馬場 哉） 中村課長。

○福祉課長（中村浩二） 新旧対照表の1ページ目、2ページ目に、第3条の2項、3項ということで、今回規定が分かれております。こちらにつきましても、国におきましては、やはり人材不足が懸念されているということから、支援専門員の担当する人数、それを改定しておるところでございます。ただ、サービスの質の低下という面ではなくて、サービスの質を担保しつつということが前提になっておりますので、そちらの質を担保しつつ今回効率的な運用により、テレビ電話装置等を使った効率的な運用を可能とすることで、今回、人材不足の懸念というところを解消していきたいという改定になっておるところでございます。

○委員長（馬場 哉） 山本委員。

○委員（山本 精） その中身的にはそうかもしれないんですけども、実質上、1人のケアマネの人が35人を見てこられたところが、44とか、その第3項についてはそれがプラスされれば49までいけるというふうな数になっていると思うんですけども、これと

というのはやっぱりケアマネの方の負担が増えるんじゃないかというふうに懸念されるんですけども、その辺はどうでしょうか。

○委員長（馬場 哉） 中村課長。

○福祉課長（中村浩二） 現在より担当人数が増えるということで負担が増えるということとは実際に起こることかと想定されますが、やはりそこは介護報酬の現在の制度の運営を継続させるという観点、もしくは、介護報酬、今回改定によりまして人材不足に対する懸念を解消していくということも目的とされておりますので、そちらのほうで現在の制度の運用を必ず担保しつつ、介護不足、人材の不足を解消していく、ひいては将来にわたって介護人材が確保することで質のさらなる強化というところにもつながってくるものであるというふうに解釈をしているところでございます。

○委員長（馬場 哉） 山本委員。

○委員（山本 精） その辺は今後また出るような形で出てくると思うんですけども。

では次に、同じく新旧対照表の8分の2ページのところで、下段にかけて、規定の整理というところで、第5条の2項が、旧のほうでは一つになってあるけれども、新のほうでは2項が2つに分かれているんですけども、これはどういうふうな内容からこうなっているのでしょうか。

○委員長（馬場 哉） 中村福祉課長。

○福祉課長（中村浩二） まず第5条に関しましては、これまで最終的に理解を得なければならぬと義務規定という形で整理をされております。今回、それを2項、3項という形で執行分けをしておりますが、まず1つ目の2項につきましては、介護支援の居宅介護支援を利用される方につきましては、複数のサービス事業者があるということを事前に情報提供を行い、その中から本人が選択するサービス事業所を選択してサービスを受けていくということを必ず義務づけのとおり規定をしておるものでございます。

なお、3項目に追加されたものにつきましては、項分けされたところでございますけれども、こちらにつきましては、ケアマネジャーがケアプランを立てる際に集中減算という形で、1の事業所にそのサービス提供者が集中することは防ぐということにつきまして、サービスの提供事業者につきましても複数事業者があつて、これだけのサービスが受けられる、もしくは本ケアプランを立てていく中で、この事業者の説明、選択をしている理由を利用者側に説明をして理解を得るようにしていかなければならないということで、このサービスの受ける側に対しての情報提供が充実されたということで解釈をしているところでございます。

○委員長（馬場 哉） 山本委員。

○委員（山本 精） しかし、旧のほうでは、その2つともどっちも義務規定という形になったと思うんですけれども、そのこの辺の部分が、3項に移った分だけが努力義務、努力しなければならない、理解を得るように努めなければならないというふうになっているんで、これはやっぱりちょっと制度の改悪というか、少しちょっと問題があるかなと思っているんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（馬場 哉） 中村課長。

○福祉課長（中村浩二） やはり実態といたしまして、サービスの提供者もしくは受ける方、それぞれの相互理解が必要かというふうに理解をしておるところでございますが、こちらの基準につきましては実態を踏まえる中での改定がされておるところでございます。その趣旨といたしましては、やはり介護サービスを効率的に提供できるということを実理に置いておりますので、一つは必ず情報提供、相手方に情報提供を行って、そこは義務づけをしていく、どのサービスを選択していくかというのはご本人様の選択によるというところがございますので、そのあたりは受ける側の意思も尊重した形になっておるといふふうに考えております。サービスの効率的な運用を図れるというふうにも考えておるところでございます。

○委員長（馬場 哉） 山本委員。

○委員（山本 精） 分かりました。

次に、8分の5ページのところですが、生産性の向上等を通じた職場環境づくりという形で書いています。これもイの項が新しく追加されたということなんですけれども、もともと一月に1回というやつが二月に1回という形になると思うんですけれども、この辺もこれサービスの低下ではないんでしょうか。

○委員長（馬場 哉） 中村課長。

○福祉課長（中村浩二） こちらにつきましては、これまで少なくとも月に1回利用者の居宅を訪問しということで規定をされております。それにイをつけ加えまして、そのうち二月に1回につきましてはこういったテレビ電話装置、現在情報通信技術も発達しておることから、テレビ電話装置等を活用して利用者に面接に代えることができるというふうに規定を変えているところがございます。

こちらにつきましても、やはり、ケアマネの面接が毎月1回その方に訪問に赴くということも大変重要なことではございますけれども、その方の同意もしくは状態に大きな変化がなければ、テレビ電話装置、現在の通信技術を用いて効率的にサービスを行って

いくという観点からの改正というふうに考えておりますので、改悪ということには当たらないのかなというふうに判断しておるところでございます。

○委員長（馬場 哉） 山本委員。

○委員（山本 精） テレビ電話等の装置、なかなか使っておられる方がもう少ないかなというふうに思いますので、この辺は今後しっかりとまた見ていってほしいなと思います。

以上です。

○委員長（馬場 哉） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ないようでございますので、私のほうから、議案17号に関しての少し関連のことでお聞きしたいことがあります。

この改正の内容で、令和6年度は国のほうで介護報酬を1.59%、全体として上げられるということですが、その中で訪問介護事業だけが報酬が下がるというふうなことを、報道もされていますし、問題があるのではないかということではいろいろな意見が出ています。そういう中で、宇治田原でも自宅で介護されている方をはじめそのご家族に対して訪問介護というのは非常に大変重要な部分やと思うんですけれども、その大切さ身の回りの世話をされる訪問介護の報酬が下がるということに関して、宇治田原の介護のサービスの状況の中で何か影響があるのではないかというふうに考えますが、その点、担当課としてはどういうふうに感じておられますでしょうか。

中村課長。

○福祉課長（中村浩二） ご指摘いただいたとおり訪問介護につきましては、今回の報酬改定ではこれまでの収支差率が高かったことから、基本引き下げという形にはなっておるとおるところでございます。ただし、改定加算によりましてプラス最大26%まで加算を受けることができるという措置も設けられております。

一方、宇治田原町の現状といたしまして、やはり訪問介護を必要とされる方、今現在、サンビレッジのほうにお問合せをさせていただきましたところ、月平均大体45人程度の方が利用されておるとおることをお聞きしておるところでございます。

必ずしも必要とされている方がおられるということにつきまして、この報酬の引下げがどのような影響がしてくるかというのは、今後サンビレッジなどとも、事業者とも連絡を取り合いながら、その現状を把握した上で、必要に応じて府等に対しまして、やはり宇治田原町における現状ということで伝えていきたいなというふうに考えておるとこ

ろでございます。

○委員長（馬場 哉） 今、課長のほうから、そういう情報の収集には努めるという話がありまして、安心していらっしゃるんですけども、これ国の制度なので、ただ宇治田原だけでどうしようもない部分があるんですが、先ほども課長がおっしゃってくださったように、こういう離れたところに自宅で介護されている方もたくさんいらっしゃいますし、訪問介護につきましてはなかなか事業所がなくて、町外からも事業者の方が来ておられるという部分があるかと思います、もう私も経験あるんですけども。そういうことに関して、先ほど、国のほうで人員の確保をしっかりとしていくための報酬改定やいうことですが、訪問介護についてはそういうふうに下がるという部分もありますので、今後そういう情報収集については担当課でしっかり進めてもらって、また様々な対応をできる範囲でやっていただくように、私のほうからも意見としてお願いさせてもらって、この件については終わります。

以上です。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

討論、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 異議なしと認めます。

議案第17号の討論を行います。直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（馬場 哉） 挙手多数。よって、議案第17号、宇治田原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第18号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（馬場 哉） 次に、議案第18号、宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについ

てを議題といたします。

当局の説明を求めます。中村福祉課長。

○福祉課長（中村浩二） それでは、議案第18号、宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明をさせていただきます。

A 4 判 1 枚ものの概要をご覧ください。

令和 6 年度よりの介護報酬改定に関連いたしまして、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する国基準の一部が改正されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

介護報酬に係る改正概要につきましては、先ほど議案第17号でご説明をさせていただいたとおりの内容となっておりますところでございます。

まず、本条例中地域密着型とありますように、本条例に規定する事業者が提供するサービスにつきましては本町の住民の方のみが利用できるというものになっておるところでございます。

本条例の改正内容につきましては、提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、1 の介護サービス提供事業所の管理者は同一敷地内、もしくは併設する事業所がなくても差し支えない、との管理者の兼務範囲の明確化によりまして、介護保険制度の安定性、持続可能性の確保に向けた対応を図るもの、またそのほか、身体的拘束等の適正化の推進、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保、及び職員の負担軽減に資する方策等を検討するための事業所内での委員会の設置など、良質なサービスの提供に向けた働きやすい職場づくりを目的とする対応を図ることに伴いまして、改正を行っておるところでございます。

なお、本町における対象事業所といたしましては、萩の里デイサービス、デイサービス・マドンナの 2 事業所となっておりますところでございまして、施行期日につきましては、こちらにつきましても原則令和 6 年 4 月 1 日となっておりますところでございます。

説明につきましては以上です。

○委員長（馬場 哉） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。山本委員。

○委員（山本 精） この項の同じく新旧対照表の37分の 2 ページの、この、先ほども説明ありました管理者の兼務範囲の明確化ということでありましたけれども、ここには同一敷地内にある他の事業所というところの同一敷地のところが削られています。これ多

分、ほかの地域に、要するに、にもあるようなほかの地域で、町内だけでなくよその地域含めて考えられているのかなと思うんですけれども、このメリットというのがそれはどういうことなんでしょうか。どのような形であるんでしょうか。

○委員長（馬場 哉） 中村課長。

○福祉課長（中村浩二） こちらにつきましても、今回の改定につきましては、やはり介護サービスを効率的に提供する、もしくは介護保険制度サービスの継続的な提供というところにつながってくるものであると思います。今回、その同一敷地内にあるということが削られておるというところでございますけれども、あくまでもサービスの質を担保しつつということが前提になっておりますので、そちらを必ず担保できる状態であれば、ほかの施設の職務に従事してもいいということから、サービスの効率的な提供の継続につながってくるというふうに考えておるところでございます。

○委員長（馬場 哉） 山本委員。

○委員（山本 精） 実情、そんな形でできるかどうかというのは問題あると思うんですけれども、今後また様子見ていったほうがいいかなというふうに思っています。

以上です。

○委員長（馬場 哉） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 異議なしと認めます。

議案第18号の討論を行います。直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（馬場 哉） 挙手多数。よって、議案第18号、宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第19号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（馬場 哉） 次に、議案第19号、宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。中村福祉課長。

○福祉課長（中村浩二） それでは、議案第19号、宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明をさせていただきます。

こちらにつきましても、A4判1枚ものの概要をご覧ください。

令和6年度よりの介護報酬改定に関連しまして、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する国基準の一部が改正されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

介護報酬改定に係る改正概要につきましては、議案第17号、第18号でご説明させていただいた内容となっておりますところでございます。

本条例の主な改正内容といたしましては、先ほども申し上げました、管理者の兼務範囲の明確化や身体的拘束等の適正化の推進等となっておりますが、本町における対象事業所については現在のところないというところでございます。

施行期日につきましては、令和6年4月1日原則として施行する予定となっております。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（馬場 哉） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（発言する者なし）

○委員長（馬場 哉） ないようでございますので、質疑はこれにて終了します。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 異議なしと認めます。

議案第19号の討論を行います。直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（馬場 哉） 挙手多数。よって、議案第19号、宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第20号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（馬場 哉） 次に、議案第20号、宇治田原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。中村福祉課長。

○福祉課長（中村浩二） それでは、議案第20号、宇治田原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明をさせていただきます。

A 4 判 1 枚ものをご覧いただきたいと存じます。

令和 6 年度からの介護報酬改定に関連しまして、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する国基準の一部が改正されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

介護報酬に係る改正概要につきましては、さきの 3 議案についてご説明させていただいた内容となっておりますのでございます。

本条例の主な改正内容といたしまして、介護予防支援の円滑な実施に向けて、管理者としての主任介護支援専門員の確保が著しく困難である場合には、介護支援専門員を管理者とすることができることなどでありまして、こちらにつきましても介護サービスの効率的な運営及び継続的なサービス提供というところに資するものと解釈をしておるところでございます。

なお、本町における対象事業所といたしましては、現在直営にて運営しております町地域包括支援センターとなっており、施行期日は原則として令和 6 年 4 月 1 日となって

おるところでございます。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（馬場 哉） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 異議なしと認めます。

議案第20号の討論を行います。直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（馬場 哉） 挙手多数。よって、議案第20号、宇治田原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第22号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（馬場 哉） 次に、議案第22号、宇治田原町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。岡崎健康対策課長。

○健康対策課長（岡崎一男） それでは、議案第22号、宇治田原町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

今回の改正内容は、議案書の表紙にありますように、福祉医療費の支給対象に新たに精神障がい者保健福祉手帳保持者の一部を加えるため、所要の改正をご提案申し上げるものでございます。

内容につきましては、議案の後ろについております、右肩、議案第22号資料と記載のある1枚ものの資料をご覧ください。

2の改正内容のとおり、京都府におきまして、過年度より検討会議を設け、検討を進

めてこられた結果、府から市町村への福祉医療助成事業費補助金交付要綱の対象に、従来の身体・知的障がい者に加え、精神障がい者を加える改正が行われることに伴いまして、実施主体となります本町におきましても条例改正を行うものです。

対象者でございますが、まず、障がい等級につきましては、2パターンの方に分かります。対象の説明欄の(1)のアの方につきましては、いわゆる重度となる精神障害者保健福祉手帳1級保持者の方でございます。これは府の従来制度の身体障害者手帳1、2級の方、知的障がい度IQがおおむね35以下の方、こちらは療育手帳のA判定をお持ちの方となりますが、これらの方々との均衡により対象とされた方になります。

次に、イでございますけれども、手帳の精神障害者保健福祉手帳の再認定時に1級から2級へ変更となった方になります。こちらのほうにつきましては、説明欄にございますように、本来障がいというものは一定期間以上永続的に固定される症状に対して認定されるものでございますが、3障がいのうち精神障がいについてのみは障がいの病状が比較的短期間で変化する可能性があるという特有の性質を考慮されたものとなります。

対象とする医療費窓口負担につきましては、その下にございますように、従来制度に同じく医療保険各法の対象となる全医療費についてその自己負担分の全額を支給するものです。

公費負担割合につきましては、先ほど申し上げましたとおり、福祉医療制度は府内市町村が実施主体となり、市町村の支給額に対して府が2分の1を補助する制度となっております。

施行日につきましては、京都府による調整の結果、府内の全市町村が足並みをそろえ、令和6年8月1日、8月診療分からの開始とされております。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（馬場 哉） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

○委員長（馬場 哉） 山本委員。

○委員（山本 精） この概要のところ、対象のところに、京都府の身体障がい者の基準が1、2級になっています。この宇治田原町と府との等級の何か違いというのが、何か違うようになっているんですけれども、その辺はどんなことからそうになっているのでしょうか。

○委員長（馬場 哉） 岡崎課長。

○健康対策課長（岡崎一男） 本町では、京都府の福祉医療制度の開始に先立つ昭和49年

からこの条例のほうを持っておりますけれども、京都府制度を上回る町独自の対象者拡充を行っております。その拡充内容は2つございまして、1つは対象とする障がい等級の拡充です。身体障害者手帳では3級の方、知的障がいの方につきましてはIQがおおむね50以下、いわゆる療育手帳Bの一部の方、こちらの方々を町独自に対象としております。

それから、もう1点、府の制度のほうでは所得制限がございます。この所得制限のほうにつきましては、障がい児福祉手当、特別障がい者手当の所得制限額を適用されておられまして、具体的には、例えば、2人世帯、本人と扶養義務者の方がおられる場合は、本人が約570万円の収入で、扶養義務者が860万円以下というような基準となっておりますが、本町のほうではこの所得制限というのは設けておりません。

したがって、この等級、身体障害者手帳3級、それから知的障がいのBの一部、それからそれぞれで1、2級とAの方を含め所得を超える方につきましては、この障がい者福祉の推進といいますか医療費の支給という形で町独自に支援しております。

ただ、今回の精神障害者保健福祉手帳所有者の追加に関しましては、まず、等級については、先ほど申し上げましたように、比較的短期間で変化するという状況も踏まえまして府制度にのっとることとしておりますが、所得基準の緩和につきましては町独自基準を適用したいと考えております。

○委員長（馬場 哉） 山本委員。

○委員（山本 精） 分かりました。府よりも町のほうがかなりいろんな面で利用されているということでよく分かりました。どうもありがとうございます。

○委員長（馬場 哉） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 異議なしと認めます。

議案第22号の討論を行います。直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（馬場 哉） 挙手全員。よって、議案第22号、宇治田原町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第28号、議案第29号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（馬場 哉） 次に、議案第28号、議案第29号の2議案については指定管理者の指定についてであるため、一括して議題といたします。

当局の説明を求めます。中村福祉課長。

○福祉課長（中村浩二） それでは、議案第28号、指定管理者の指定について（宇治田原町老人福祉センターやすらぎ荘）及び議案第29号、指定管理者の指定について（宇治田原町ふれあい福祉センター）につきまして一括でご説明を申し上げます。

まず、指定管理者の指定に関する議案に関しましては、議案第27号から議案第38号まで12議案がございます。この12議案につきましては、それぞれ12施設の指定期間が令和6年3月31日をもって満了することに伴い、引き続きこれらの12施設につきまして指定管理者を指定するために議会の議決を求めるものでございます。

議案概要版の最終ページ、横表をご覧くださいと存じます。

付託議案の一覧の中で福祉課所管といたしましては、表の2番目に記載の議案第28号、宇治田原町老人福祉センターやすらぎ荘、2番目に記載の議案第28号、宇治田原町老人福祉センターやすらぎ荘につきましては、平成18年から町社会福祉協議会に指定管理を委託させていただいております。また、3番目に記載の議案第29号、宇治田原町ふれあい福祉センターにつきましては、令和2年10月1日より町シルバー人材センターに指定管理を委託させていただいております。

両施設とも現在の指定管理者のもと、適切に管理運営が行われてきたところであり、今後とも適正かつ円滑な管理運営が期待できると見込まれることから、選定方法非公募によりまして、引き続き指定管理者として指定をさせていただきたいと考えているところでございます。

なお、指定期間につきましては、両施設とも令和6年4月1日から令和9年3月31日の3か年を予定しております。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（馬場 哉） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、議案名を明確にし、お願いをいたします。
質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 異議なしと認めます。

まず、議案第28号、指定管理者の指定について（宇治田原町老人福祉センターやすらぎ荘）の討論を行います。直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（馬場 哉） 挙手全員。よって、議案第28号、指定管理者の指定について（宇治田原町老人福祉センターやすらぎ荘）は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号、指定管理者の指定について（宇治田原町ふれあい福祉センター）の討論を行います。直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（馬場 哉） 挙手全員。よって、議案第29号、指定管理者の指定について（宇治田原町ふれあい福祉センター）は、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、今回、文教厚生常任委員会へ付託されました2議案の審査を終了いたしました。

この審査の結果につきましては、文教厚生常任委員会委員長名をもって、委員会報告書を議長宛てに提出をいたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、また、総務建設常任委員会に付託されている議案につきましても、3月28日の本会議において討論される方は、討論通告書を3月26日火曜日午後5時までに議長宛て提出をしてください。なお、総務建設常任委員会に付託されております議案第39号につきましては、3月15日の本会議で採決を予定

されていますので、討論通告書は本日午後 5 時までに議長宛て提出をしてください。

◎各課所管事項報告について

○委員長（馬場 哉） 日程第 2、各課所管事項報告についてを議題といたします。

子育て支援課所管の令和 6 年度宇治田原町保育所入所申込み状況について説明を求めます。岩井子育て支援課長。

○子育て支援課長（岩井直子） それでは子育て支援課所管、令和 6 年度宇治田原町立保育所入所申込み状況につきまして、お手元の資料に沿ってご説明をさせていただきます。

まず、お手元の資料上段ですが、こちらは令和 6 年 3 月 1 日現在の申請状況でございます。左側に月齢、そして新規児童数、今回初めて保育所に入られる子どもさんが 12 人、継続児童数、進級のお子さんで継続児童数が 163 人、合計が 175 人となっております。

次に下段、参考といたしまして、本年度、令和 5 年度の 4 月 1 日の入所状況でございますけれども、新規児童数が 32 人、継続児童数が 159 人、合計が 191 人となっております。そして、令和 6 年 3 月 1 日現在が 207 人在籍ということでございます。

ゼロ歳児、1 歳児の新規児童数が多ございます。こちらは育休明けで希望者が多いということでございます。また、4 月 1 日から令和 6 年 3 月 1 日現在に至るまで、ゼロ歳児が 8 人、1 歳児が 6 人の増ということになっております。こちらでも年度途中で育休明けが多い状況になり人数が増えるというところでございます。

上段に戻りますけれども、やはり 1 歳児の新規児童数が多いのは育休明けの申請が多いというところでございます。ただ本年度、ゼロ歳児の申請が今 1 件ということでございます。今後、申込み状況は増えていくものというふうに推測はしておりますが、5 年度の出生数が現在 30 人を切っている状況でございまして、この年代の申請者が少なくなっているというのが要因でございます。

また全体を見ましても、6 年度の入所のほうは 175 人ということでございますが、例年比ですと、5 年度は 191 人、4 年度は 188 人、3 年度は 201 人からのスタートということでございますので、例年から比べましても、6 年度の状況は少ないというようなことでございます。

以上でございます。

○委員長（馬場 哉） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ないようでございますので、これにて子育て支援課所管の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで日程に上げております、ただいま出席の所管分の付託議案審査及び各課所管事項の報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 当局からは。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時54分

再 開 午前10時57分

○委員長（馬場 哉） 休憩前に引き続き会議を始めます。

それでは、教育委員会所管分に係る事項についてを進めます。

まず、学校教育課所管の令和6年度小中学校児童・生徒数、学級数の見込みについて説明を求めます。黒川教育次長。

○教育次長（黒川 剛） お手元の資料に基づきご説明をさせていただきます。

2段書きになってございますけれども、上段が令和6年度の見込み、下段のほうが令和5年5月1日現在のものがございます。

まず維孝館中学校でございますが、生徒数が216名で、5年度より14名増加、3学年ともに2クラス、特別支援学級が2クラスの合計8クラスとなる見込みです。

田原小学校ですけれども、児童数188名、5年度より9名減少しております。5年生が2クラスですけれども、それ以外の学年につきましては1クラスになりまして、特別支援学級2クラスを合わせまして、5年度より1クラス少ない9クラスとなる見込みでございます。

宇治田原小学校では、児童数205名で、5年度より3名減少、1年、4年が2クラス、それ以外の学年は1クラスとなり、特別支援学級2クラスを合わせ、10クラスとなる見込みでございます。

総合計、一番下段でございますが、5年度607名に対しまして、609名となる見込みでございます。

なお、この資料につきましては2月27日現在で作成してございますので、今後、転出入によりまして変更になる可能性ございますので、ご了承ください。

以上でございます。

○委員長（馬場 哉） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ないようでございますので、これにて学校教育課所管事項報告の質疑を終了いたします。

次に、社会教育課所管の令和6年度放課後児童健全育成施設入所申請状況について説明を求めます。立原社会教育課長。

○社会教育課長（立原信子） それでは、令和6年度放課後児童健全育成施設入所申請状況についてご説明申し上げます。

お手元の資料に基づいてご説明いたします。

田原児童育成施設につきましては、1年生21名、2年生17名、3年生10名、4年生10名、5年生4名、6年生はゼロ名で、合計62名です。

宇治田原児童育成施設につきましては、1年生23名、2年生14名、3年生18名、4年生10名、5年生13名、6年生2名の合計80名です。

どちらの施設につきましても、1年生の児童数から見た入所のニーズが高まっておりまして、田原のほうでは30名に対して21名、宇治田原のほうでは36名に対して23名の入所の希望があるところです。全体的な合計数も増えておりますので、学童保育のニーズが高まっているものと考えております。

説明につきましては以上です。

○委員長（馬場 哉） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ないようでございますので、これにて社会教育課所管事項報告の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで、日程に上げております、ただいま出席の所管分の各課所管事項の報告を終了いたしますが、その他委員から何かございましたら、挙手願います。上野委員。

○委員（上野雅央） 給食についてちょっとひとつお聞きしたいんですけれども、福岡県みやま市ですか、2月下旬に給食でウズラの卵を食べられて小学校1年生の男児が喉に詰まらせて悲しい事故があって亡くなられたということで、近隣というのか、京都市、木津川市は提供、ニュースで見たんですけれども、ウズラの卵の提供を取りやめた、窒息のリスクがある食材はほかにもたくさんあるんですけれども、この今のウズラの卵の取扱いに対して本町の給食のほうの扱いは今どのようになっているんでしょうか。

○委員長（馬場 哉） 黒川次長。

○教育次長（黒川 剛） ウズラ卵の取扱いにつきましては、現在も継続して提供している状況でございます。

○委員長（馬場 哉） 上野委員。

○委員（上野雅央） ウズラの卵は大変栄養価の高い食材ということで、いろいろ4月、これから4月、来年度になり新入生の1年生なりが入ってこられた中で、その給食の食べ方というのか、指導ですね、その辺のあたりはこれからも気をつけるようにやっていかれるんでしょうか。

○委員長（馬場 哉） 黒川次長。

○教育次長（黒川 剛） この事件といいますか、事故に伴いまして、2月26日ですかね、事故が発生したんですけれども、教育委員会としましては各学校のほうにこの新聞のデータを送りました。その中に内閣府の教育保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインというものがあまして、小さな子どもの誤嚥、窒息につながりやすい主な食べ物というのが列挙されております。その中にはゆで卵というものもございすけれども、ほかにご飯ですとか、パン、ブロッコリー、ひき肉というものもございす。

こうした誤飲につながりやすいというようなものを全て排除してしまいますと、なかなか給食の提供が困難であると、また宇治田原ならではということで茶団子も給食に提供させてもらったりしておるんですけれども、そういった全てがいわゆる誤嚥、窒息につながりやすい食べ物になってきております。

そのため、今お話ございましたように、食育の一環として、一気に口に入れないですとか、よくかんで食べるとか、大きなものは碎いて食べるといったことを食育の中で指導するというところに徹底をしてございます。

また、小学校では養護教諭によりまして、食べ物を詰ませた際の対処法、後頭部、肩甲骨の後ろを叩く背部叩打法といったものですとか、児童の後ろに回って背後から手

を回しておなかをぐっと押さえるという腹部突き上げ法といった、詰まらせたときの対応の応急処置について校内で研修をしているというようなことで、食育と万が一の対応について徹底しているというところでございます。

○委員長（馬場 哉） 上野委員。

○委員（上野雅央） ありがとうございます。食育でいろいろな指導をしていただいて、またこれからもより一層安全で栄養価の高い給食を提供できるように、また光熱費とか食材高騰の中、いろいろやり繰り大変やと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（馬場 哉） ほかに何かございませんか。山本委員。

○委員（山本 精） 宇治田原小学校の施設の管理についてちょっとお伺いいたします。

ちょっと先日、宇治田原小学校のグラウンド西側のフェンス前のネット、そこで朝の始業前に子どもたちがサッカーみたいな感じでボール遊びしていて、そのネットにちょっと目のところ引っかけてすり傷を負ったという事故がありました。そのことは教育委員会はご存じでしょうか。

○委員長（馬場 哉） 黒川次長。

○教育次長（黒川 剛） 学校内で定期的に事故といいますか、けがした場合、医療機関にかかった場合とかの報告はございますけれども、今回の事案につきましては重大事象ではないということで、定期的な報告、その場での報告ではなくて定期的な報告の中で行われているということでございます。

○委員長（馬場 哉） 山本委員。

○副委員長（山本 精） そのままそのネットの関係ですけれども、何か対処はされているのでしょうか。

○委員長（馬場 哉） 黒川次長。

○教育次長（黒川 剛） 先ほどの給食の中でもお話ししましたように、危険なものを全て排除するということになりますと、例えば、鉄棒で頭を打つということがありますし、体育館で飛び跳ねていてぐねるということもございます。全て排除するというのは、子どもの危険を察知して回避するという学習を妨げるんじゃないかなというふうな考えがございます。

ただ一方、おっしゃるように、ネットの高さが子どものちょうど首あたり、1 mぐらいになりますけれども、これは校内の草の維持管理、ここを塞いでしまいますと草を刈

れないというような状況にもなりますので、学校の施設を維持管理する上で必要な対応というような今現在はなっております。

ただ、委員のほうからご指摘もございましたので、学校のほうで何らかの対応を考えているというような状況でございます。

○委員長（馬場 哉） 山本委員。

○委員（山本 精） あの状態を見ているとね、田原小学校のほうはフェンスもかなり高いし、そこからのネットも高いんでほとんど影響ないかなと思うんですけどもね、宇治田原小学校はその点やっぱりちょっとかなり低いんでね、やっぱりそのところは何らかの処置をする、今まで何か注意喚起でリボンくるくる巻いて注意喚起されているんですけども、今後やっぱりそういう事象起こらないような形のものをやっぱりする必要があると思うんですけども、小学校に聞いたら何かネットそのものももう少し下げるといことも考えているというふうに聞いたんですけども、その辺はどうなんでしょう。

○委員長（馬場 哉） 黒川次長。

○教育次長（黒川 剛） 先ほど答弁させていただいたとおり、何らかの対応をするというふうに聞いているところでございます。

○委員長（馬場 哉） 山本委員。

○委員（山本 精） その件に関しては今後やっぱりしっかりとその辺に気をつけてもらいたいと思います。

それとグラウンドの整備のことなんですけれども、宇治田原小学校は特に今言うところら辺の場所というのが草がはびこっているという状況がずっとこの間続いています。以前、中学のところで話があったと思うんですけども、これ大変にね、田原小学校に比べてね、やっぱり物すごいちょっと管理がされていないのかなというふうに感じています。その辺はどのように考えておられるんでしょうか。

○委員長（馬場 哉） 黒川次長。

○教育次長（黒川 剛） 校内の草の管理につきましては、用務員さんということを用務員業務の中でシルバー人材センターさんの委託の中で含めさせていただいております。追いつかないというような状況の場合は、教育委員会、昨年も実施しておりますけれども、教育委員会職員が出向きまして草刈り等の対応をしておると、運動会とか開催された日も学校の教職員、児童が一緒になって草抜きをするというような形での対応をしております。

先日ボランティアで草をきれいにしていただいたということ、非常にありがたいことがございました。ただその中でおっしゃっていたのは、ここをネットで塞いでしまうと草が生えて手がつけられなくなるから、それは困るというふうなお話もボランティアさんのほうからはいただいているところで、本当にここを塞いでしまうのがいいのかどうかというところは、要学校とご相談かなというふうに考えてございます。

○委員長（馬場 哉） 山本委員。

○委員（山本 精） 特にその草関係でいうとね、田原小学校のほうを見ていたら、かなり周りに側溝があって、側溝をきれいに整備されてほとんどされているんです。宇治田原小学校の場合はね、側溝のところはもう詰まってしまってほとんどもう機能を果たしていない、そういう状況になっています。側溝そのものもね、ちゃんとそうじをすることによってグラウンドの水の排水とか、そんなのもきちっとできると思うし、そのところで草なんかも生えにくくなるというふうに考えられると思うんだけど、側溝の整備というのはどのようなことを考えられているんでしょうか、グラウンドのね。

○委員長（馬場 哉） 黒川次長。

○教育次長（黒川 剛） 今現在、側溝の改修等々についての計画はございません。

○委員長（馬場 哉） 山本委員。

○委員（山本 精） しっかりこの辺も含めて、やっぱり、あまりにも田原小学校との違いがあるんでね、ちょっとしっかりと側溝含めてやっぱり今後どうするのかきちっと状況を皆さんに教えておいて知らせることが必要かと思うんですけども、今のところないということだったんで、その辺をどうします。教育長、どうですか、その辺は。

○委員長（馬場 哉） 教育長。

○教育長（奥村博巳） 側溝のことですけれども、聞いていますと、それによって影響があって水浸しになるとか、そのようなことは今のところないようですんで、その側溝、逆に土を盛ってしまってグラウンドのほうを整備するほうがいいのかなというようなことも含めてちょっと検討していくということを考えてみます。

○委員長（馬場 哉） 山本委員。

○委員（山本 精） そういうふうにしてしまうと今開いている側溝のきれいになっている側溝からの排水ができない状況になってくると思うんです。だから、そのところは何かの形で排水きちっと外に逃げるような形の案をつくらなあかんかなと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○委員長（馬場 哉） 教育長。

○教育長（奥村博巳） 現場も見まして実際のその雨のときの状況等も踏まえました中で、
処理をさせていただきたいと思います。

○委員長（馬場 哉） 山本委員。

○委員（山本 精） その辺はしっかりとね、子どもたちは宝物なんです町長も言ってお
られるようにね、きちっと対処してもらうようお願いしておきたいと思います。

以上です。

○委員長（馬場 哉） ほかに何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 当局からはよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ないようでございますので、これでただいま出席の所管課に係る
事項を終了いたします。

◎その他

○委員長（馬場 哉） 次に、日程第3、その他を議題といたします。

委員から何かございましたら、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 当局からは、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 事務局からは。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ないようでございますので、日程第3、その他について終了いた
します。

本日は、付託議案7件及び各課所管事項報告等、多岐にわたっての審査が終了いたし
ました。無事に審査を終了できましたことにお礼申し上げます。

本年度も残すところ3週間余りとなりました。各課におかれては、いま一度事業執行
等において最終確認を行い、適切な執行に努めていただくよう強く求めておきます。

また、所管課に係ります重要事項、懸案事項の報告につきましては、年度が替わりま
しても遺漏のないようによろしく願いをしておきます。

令和6年度4月の閉会中の委員会においては、第1四半期の執行状況の報告を願う予
定としています。4月24日午前10時から予定をしておりますので、よろしくお願いをい

たします。

以上で、本日の文教厚生常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

閉　　会　　　午前11時15分

宇治田原町議会委員会条例第 26 条の規定によりここに署名する。

文教厚生常任委員会委員長 馬 場 哉